

第2回 東京国際芸術祭（仮称）準備委員会総会

開催日時：令和7年3月28日（金）17：00～

場所：東京都庁第一本庁舎19階 19-E 会議室

議事次第

【報告事項】

- 事項1 「口座開設の件」
- 事項2 「令和6年度 東京国際芸術祭（仮称）準備委員会契約案件の件」
- 事項3 「令和6年度 東京都との協定締結の件」

【審議事項】

- 議案1 「令和7年度 東京都との協定締結の件」
- 議案2 「令和7年度 東京国際芸術祭（仮称）準備委員会契約案件の件」

【配布資料】

- 資料1 令和7年度 協定書案（事業計画書、予算書）
- 資料2 令和7年度 東京国際芸術祭（仮称）準備委員会契約案件

協 定 書 （案）

東京都を甲とし、東京国際芸術祭（仮称）準備委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により、協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が共同して実施する「東京国際芸術祭（仮称）準備事業」（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（協定期間）

第 2 条 協定期間は、協定締結日から令和 7 年 5 月 3 1 日までとする。

（事業内容）

第 3 条 本事業の内容は、別紙「事業計画書」のとおりとする。

（業務分担）

第 4 条 本事業の業務は、甲及び乙が協議して決定する。

2 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の業務分担

- ア 事業の企画及び立案
- イ 事業の実施に関する調整
- ウ 事業に関する広報の協力

（2）乙の業務分担

- ア 事業の企画及び立案（甲の分担業務を除く。）
- イ 事業の実施に関する調整（甲の分担業務を除く。）
- ウ 事業に関する広報（甲の分担業務を除く。）
- エ 事業の実施
- オ 事業に係る経理及び契約
- カ その他事業の実施に必要な事項

（予算）

第 5 条 本事業の予算については、別紙「東京国際芸術祭（仮称）準備事業予算書」のとおりとする。

2 甲の負担金は、2,500,000 円を限度とし、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支出する。

3 負担金の支払を概算払とする場合、乙は別途執行計画を作成し、最初の請求を行う前に甲へ協議し、その承認を得ることとする。甲は、乙から執行計画を受領後速やかに承認するか否かの回答をする。

- 4 支出対象経費は、別紙「経費負担科目一覧」のとおりとする。ただし、甲が特に必要と認めた場合はこの限りではない。この場合、乙は事業実施前に甲に協議するものとし、甲の承認を受け、事業を実施する。
- 5 本事業に係る収入については、乙に帰属するものとし、本事業の経費に充てるものとする。
- 6 負担金の支払を概算払とする場合、本事業の収支決算において、剰余金（収支決算書の収入から支出を差し引いたもの）が生じたときは甲に返納するものとする。

（負担金の額の減額）

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は自己の負担金の額を減額することができる。

- (1) 乙が、第3条に定める事業計画書に記載された事業のうちの全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 乙がこの協定に反して事務を処理したとき。
- (3) この協定による事業終了後の決算において、決算額が前条第1項に定める事業実施に要する経費の額に比して著しく低額であったとき。

（経理）

第7条 乙は、第3条に定める事業計画書に基づき、本事業に係る収入及び支出を明らかにするために帳簿を整え、証拠書類を適正に管理するものとする。

（調査）

第8条 甲は、必要に応じて本事業に係る収入及び支出の内容について乙が管理する経理処理内容を調査できるものとする。

- 2 乙は、甲が行う前項の調査に誠意をもって対応し、協力しなければならない。

（第三者との共催）

第9条 甲又は乙は、本事業を第三者である他団体等（以下「第三者」という。）と共同で実施（以下「共催」という。）することができる。

- 2 前項に基づき甲又は乙が第三者と共催する場合、甲又は乙は、協議の上、甲、乙及び第三者で協定を締結するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により共催の協定を締結した場合について、共催協定に下記条項を設けることを確認する。ただし、第三者が同意しない場合には別途協議する。
 - (1) 甲及び乙は、第三者（以下「共催する第三者」という。）が実施する本事業に係る収入及び支出の経理処理内容について、それぞれの立会いのもと、調査できるものとする。
 - (2) 甲及び乙は、必要に応じて共催する第三者から事業の進捗状況や実施結果についての報告を直接求めることができるものとする。
- 4 第2項に基づき、第三者と共催する場合において、乙が共催する第三者に負担金を前払したにもかかわらず、実施履行されなかった場合は、乙は共催する第三者へ前払した

負担金の返納を求めなければならない。

- 5 前項に基づき負担金の返納を求めても共催する第三者がこれに応じない場合は、乙はこれを未収債権として管理し、この取扱いに関して甲乙相互で協力し、解決を図ることとする。

(事業の委託)

第10条 乙は、本事業を委託して実施することができる。

- 2 乙は、本事業を委託して実施する場合は、この協定書に定める事項については、乙と同様に委託先においても遵守させるものとし、乙は委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

(事業の内容変更)

第11条 甲及び乙は、本事業の内容を変更しようとするとき、又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適當となった場合は、甲及び乙で協議を行い、変更するものとする。

- 2 前項に定める協議は、書面により行うものとする。ただし、軽微な場合は、変更内容を甲に通知した上で実施することとする。

(事業報告及び決算報告)

第12条 乙は、本事業が終了したときは、事業実績報告書及びその他甲の指示する書類（以下「事業実績報告書等」という。）を速やかに甲に提出する。

- 2 甲は、前項に基づき乙から提出された事業実績報告書等を精査し、適正と認めた場合、負担金の額を確定して乙に通知する。

(精算)

第13条 負担金の支払を概算払とする場合、乙は、甲から前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに精算書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の精算書の提出を受けた後、速やかに精算を行う。

(承認事項)

第14条 乙が本事業の全部又は一部を中止しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 前項に定める承認は、書面により行うものとする。

(解除事項)

第15条 甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき。
- (2) 甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき。
- (3) 乙の事業の執行上、甲と共に本事業を実施する者としてふさわしくない行為があつたとき。

たとき。

(4) 荒天、天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず本事業を中止するとき。

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、この協定を解除したため相手方に損害を生じても、当該当事者はその賠償の責めを負わない。

3 第1項第2号及び第4号の規定に基づき、甲がこの協定を解除した場合、甲は、乙が既に支出し、及び支払義務を負うことが確定した本事業に関する経費を負担金の額とする。

(負担金の返還)

第16条 甲は、次のいずれかに該当した場合は、期日を定めて、乙に対して、次の各号に定める額の返還を命じる。

(1) 甲が第12条第2項の規定により負担金の額を確定した場合において、既に甲から乙にその額を超える負担金が支出されているとき。確定した負担金の額を超える部分

(2) 甲が第6条の規定により負担金を減額した場合において、既に甲から乙に減額後の負担金の額を超える負担金が支出されているとき。減額後の負担金の額を超える部分

(3) 甲が前条第1項第2号及び第4号の規定により協定を解除した場合において、既に甲から乙に負担金が支出されているとき。前条第3項に定める負担金の額を超える部分

(4) 甲が前条第1項第1号及び第3号の規定により協定を解除した場合において、既に甲から乙に負担金が支出されているとき。乙が本事業に関する経費として適正に支出したと認められる額を超える部分

(延滞金及び違約加算金)

第17条 甲が乙に負担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 乙が偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき、又は前条第4号の規定により甲が乙に負担金の返還を命じた場合においては、乙はその命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第18条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を

命じた負担金の額に充てるものとする。

(印刷物の承認)

第 19 条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に印刷原稿を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用することができる。

3 甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲及び乙において共同利用する旨、共同利用の目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができるよう措置する。

4 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

5 甲又は乙の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任及び費用負担によりこれを解決する。

6 甲又は乙の一方が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。

7 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

(財産処分の制限)

第 21 条 乙が負担金により取得し、又は効用を増加した財産を、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた年数の期間を経過した場合は、この限りでない。

2 甲が前項の承認をしない場合、甲は乙に対し書面で具体的な理由を通知する。

(秘密保持)

第 22 条 甲及び乙は、本事業の遂行に際し他の当事者から提供された当該他の当事者の秘密情報の全てを、いかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。

(協議)

第 23 条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

甲及び乙は、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京国際芸術祭（仮称）準備委員会
代表者 委員長

事業計画書（案）

1 事業概要

東京国際芸術祭（仮称）準備委員会及び東京都は、令和 7（2025）年秋、都内で開催される様々な芸術文化イベントを国内外へ発信する「東京国際芸術祭（仮称）」を予定しており、都内に点在する個々の文化イベントを面で捉え、一体的にプロモーションし、芸術文化の力で東京の魅力を打ち出していくことを目指している。

2 事業内容

「東京国際芸術祭（仮称）」実施に向けた準備を行う。

（1）ティザーサイトの保守運用

「東京国際芸術祭（仮称）」の実施に向けた準備に関する情報を掲載するためのティザーサイトを保守運用する。

（2）本番に向けた体制構築

「東京国際芸術祭（仮称）」の実施に向けた各種調達及び実行委員会の設立手続等を行う。

3 事業費予算額

2,500,000 円

東京国際芸術祭(仮称)準備事業 予算書

《支出》

項 目		規模・内訳等	金額(千円)
2025年度立ち上げ準備経費			1,500
○広報関係			1,000
	サイト保守運用費	ティザーサイトの保守運用等	1,000
○事務局運営費			1,000
	事務局制作・運用費	スケジュール・資料等作成、電話・メール対応等	900
	ドメイン・サーバー関係費	サーバー運用等	100
○実行委員会組成費			500
	組成準備費	収入印紙、各種手数料等	500
合 計			2,500

《収入見込み》

項 目		規模・内訳等	金額(千円)
	協賛金		
	入場料収入		
	東京都負担金		2,500
	助成金		
合 計			2,500

経費負担科目一覧

区 分		科 目	内 容
対 象 経 費	出演・音楽・ 文芸費	作品借料	作品借料（保険料含む。）
		出演費	演奏料、舞踊家・俳優等出演料等
		音楽費	音楽制作料、楽器借料
		文芸費	演出料、監修料、音響・照明プラン料、 舞台美術・衣装等デザイン料、演出等助手料、脚本料、翻訳料、 著作権使用料、企画制作料等
	会場・舞台費	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）
		舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、 照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料等
		運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等
		運営費	清掃費、警備員費、会場設営・撤去費等
	謝金・旅費・ 宣伝費等	謝金	原稿執筆謝金、翻訳謝金、会場整理員賃金、講師謝金等
		旅費	交通費、宿泊費、日当等
		通信費	電話料金、案内状送付料等
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等）、 立看板費等
		印刷費	プログラム印刷費（無料配布のものに限る。）、台本印刷費、 資料印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費等
		記録費	録画費、録音費、写真費等
	管理費	報償費	プロデューサー報酬等
		事務局運営 費等	役務費、消耗品費、会議費、 賃金、催事保険料等
対 象 外 経 費	○有料頒布する場合のプログラム等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等）		
	○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等）		
	○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料、稽古場借料 （ただし、一般貸出枠で使用許可等を受け、関係規程に基づき使用料等を支払う場合を除く。）		
	○事務所維持費 ○職員給与 ○事務機器等購入費 ○交際費・接待費		
	○予備費		

●東京国際芸術祭（仮称）準備委員会ティザーサイト運用保守委託

委託契約期間：契約確定の日の翌日から令和7年5月31日まで

契約目途額：100万円

契約方法：随意契約

委託内容：（１）ティザーサイトの運用保守
（２）ティザーサイトのアクセス分析

●事務局運営補助等業務委託

委託契約期間：契約確定の日の翌日から令和7年5月31日まで

契約目途額：100万円

契約方法：随意契約

委託内容：（１）事務局運営補助業務

- ・ 実行委員会組成に係る業務
- ・ 協賛候補企業との連絡調整及び問い合わせ対応
- ・ 資料作成業務
- ・ その他運営補助業務

（２）ドメイン、サーバーの運用